

会 議 記 錄

会議名称		杉並区子ども・子育て会議（令和5年度第1回）
日 時		令和5年6月23日（金）19時00分～20時59分
場 所		杉並区役所 中棟6階 第4会議室
出 席 者	委員名	小川委員、佐藤委員、高田委員、宮内委員、有馬委員、小俣委員、久保田委員、手島委員、東郷委員、大村委員、大山委員、根岸委員、狩野委員、小林委員、四童子委員、中村委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長（子ども政策担当課長兼務）、地域子育て支援課長、子ども家庭支援課長（児童相談所設置準備課長兼務）、保育課長、保育施設担当課長、児童青少年課長（子どもの居場所づくり担当課長兼務）、学童クラブ整備担当課長、障害者施策課長、杉並保健所保健サービス課長
傍聴者数		2名
配付資料等	資料1 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表 資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿 資料3-1 杉並区子ども・子育て会議条例 資料3-2 子ども・子育て支援法（抜粋） 資料4 令和5年度の主な議題とスケジュールについて 資料5 杉並区子ども家庭計画（令和5・6年度） 資料6 杉並区子どもと子育て家庭の実態調査について 資料7 「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組について 資料8 区立児童相談所開設に向けた準備状況について （別紙）杉並区児童相談所設置運営計画（第1次）（概要） 〈参考資料〉 札幌市の子どもと家族の生活リーフレット（抜粋）	
	会議次第	
	1 開会 2 区長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員紹介 5 事務局紹介 6 会長選出 7 副会長選任 8 議題（報告事項等） （1）令和5年度の主な議題とスケジュールについて （2）子ども家庭計画の決定について （3）子どもと子育て家庭の実態調査について （4）「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組について （5）区立児童相談所開設に向けた準備状況について 9 その他	
	子ども政策担当課長	
	それでは、定刻となりましたので、令和5年度第1回子ども・子育て会議を開会させていただきます。 本日はお忙しい中お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。私は、この4月より子ども家庭部管理課長、兼務で子ども政策担当課長に着任いたしました浅川と申します。本日は、会長、副会長の選出	

	<p>がございます。それまでの間、司会進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、岸本聰子区長よりご挨拶をさせていただきます。</p>
区長	<p>皆様、こんばんは。岸本聰子です。子ども・子育て会議の委員の皆様、本区の子ども施策にご協力を賜り、誠にありがとうございます。本日は、第6期となる子ども・子育て会議の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>改めまして、委員の皆様におかれましては、当該委員の職をお引き受けください、誠にありがとうございます。近年、子どもを取り巻く環境、社会の状況は、本年4月のこども家庭庁の創設やこども基本法の施行をはじめとして、日々目まぐるしく変化しております。これは、世の中の価値観が大人を中心の社会から子どもの最善の利益を考える社会へと意識の転換が図られているとも言える大きな動きと考えております。</p> <p>子どもに関する取組は大きな転換点を迎えておりますが、区といたしましては、基本構想に示す将来像の1つである「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向け、区民の皆様とともに力強く取組を進めてまいりたいと思います。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ぜひ活発な議論をしていただき、本区が取り組んでおります子ども・子育てに関する施策につきまして、数多くの建設的なご意見を頂戴したいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>続きまして、委嘱状の交付でございます。本来ですと、お一人ずつ区長からお渡しをさせていただくところでございますけれども、時間の都合もございますので、本日は席上に配付させていただきました。恐れ入りますが、ご確認をお願いできればと思います。</p> <p>今日は資料の一部差替えと、お送りしたものに一部修正がございますので、先にお話させていただきます。</p> <p>本日、席上にご配付させていただきました差し替え資料が3種類ございまして、資料1、4、6がお手元にありますでしょうか。</p> <p>資料1につきましては、先にお送りさせていただいたとき、推薦が届いていなかった団体から推薦を頂きましたので、新しい方を加えての名簿になります。</p> <p>資料4につきましては、本日ご説明をさせていただく案件につきまして、表記に一部修正がございました。</p> <p>資料6につきましては、裏面に今回の議題についてご説明をする際の、例示があるのですけれども、それが修正した新しいものに変わっておりますので、改めてご配付させていただきました。</p> <p>恐れ入りますが、先にご配付させていただいたものと差し替えて、本日、ご確認いただければと思います。</p> <p>それでは、配布資料を使いましてご説明させていただきます。</p> <p>まず、本会議の委員の任期でございますけれども、資料3-1の杉並区子ども・子育て会議条例第4条第2項によりまして、委嘱の日付から2年間となっておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、資料1として委員の名簿を配付しております。</p> <p>初めてということもございますので、お一人1分程度で自己紹介をお願いしたいと思います。順番にお願いしたいと思うのですけれども、今回は任期満了による入れ代わりで、10名の方が新しく委員になられております。自己紹介の際にはお名前と、もし団体推薦の場合は団体名をおっしゃっていただいて、また、様々な立場でご参加されていると思いまので、今何を大切にしているかというようなことを一言加えていただ</p>

	<p>けばと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料1の裏面が席次表になっておりまして、一番左上の東郷委員からこのまま反時計回りで一周したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
東郷委員	<p>皆様、初めまして。杉並区私立保育園連盟の副会長をしております、頌栄しらゆり保育園の東郷と申します。この会議の初めの4年は連盟の会長の澤津、そして、次の6年は副会長の新妻が参加させていただきました。今年度より初めての委員をさせていただきます。</p> <p>現在、区内の私立認可保育園は159園となりました。昨今、保育所の不適切保育だとか、子どもの貧困などの多くの問題が聞かれているのですけれども、乳幼児の保育に携わる私としましては、保育園という場所は子どもたちが安心できる場所であり、自分は大切にされているのだと思える場所だと認識しております。そのような観点から、子どもの権利について皆様と一緒に勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
根岸委員	<p>初めまして。杉並区医師会の推薦で来ました、ファミリークリニック高井戸小児科の根岸と申します。私は杉並区で開業してから6年になるのですけれども、発達障害だとか、発達特性のあるお子さんたちの診療を中心としてこれまで診療に携わってきました。今後も、その支援についても皆様からご指導いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
狩野委員	<p>初めまして。主任児童委員の狩野かおりと申します。行政と区民の方々の間をつないで、子育てに関するお悩みですとか、お子さんの問題とかをお手伝いする役割ではあるのですが、委嘱されて今年で4年目で、2期目が始まったところですが、コロナ禍でいろいろなものが中止されたり、交流ができなかったこともあって、ほとんど初心者に近い状態です。</p> <p>さらに、私の高円寺地区というのは、前任の方も含めて相談件数が極端に少なく、問題が全くないということはないので、比較的少ないのか、それとも浮上しにくい土地柄なのかまだ分からぬのですけれども、そういうことも含めて地元の方々のお声を聞いていきたいと思います。</p> <p>子どもが今まだ中学生なのですが、区立の中学校にいる間にお母さんの疑問をなるべくお聞き取りするようにして、それが区の政策に反映されることが一度でもあればいいなと思っています。よろしくお願ひいたします。</p>
小林委員	<p>皆様、こんばんは。小林三郎と申します。私は、杉並区内に17ある育成委員会を代表してこの会に参加させていただいております。</p> <p>我々の趣旨は、地域の子どもたちに楽しい思いをしてもらって、そして、すばらしい思い出づくりをしていただこうと思って日夜努力して子どもたちと交わっています。多分この中で私は最高齢だと思うのですけれども、上から目線ではなくて、子どもたちの目線に合わせて、子どもたちと楽しい思い出づくりをしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。</p>
四童子委員	<p>皆さん、こんばんは。杉並区障害者団体連合会から参りました四童子と申します。障害児の保護者の立場からいろいろな思いをお伝えできればと考えております。皆様、どうぞよろしくお願ひします。</p>
中村委員	<p>こんばんは。杉並区母親クラブ連絡会の会長をさせていただいております中村と申します。母親クラブというのは、「まちの子はみんなわが子」というコンセプトがありまして、どのお子さんにも同じような目線、立場で接していくましょうということで、お子様とか、お父様、お母様などの手助けをしたり、ボランティアをさせていただいたりしております</p>

	す。よろしくお願ひいたします。
大村委員	<p>大村あかねと申します。ふだんは浦和大学で教員をしておりまして、保育士、幼稚園教諭の養成をさせていただいております。ほかの自治体で保育所、幼稚園の巡回相談などの仕事をさせていただいたりですか、杉並区では区立保育園の民営化のお仕事で先日も伺ったばかりです。民営化のお仕事がくるたびに、いつまでやるのですかと聞いてみていたのですけれども、今一区切りというお話で、また今後、保育の施策をどういうふうにしていくのかというところにすごく関心があります。いろいろ分からぬところもありますが、ご指導いただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
大山委員	<p>初めまして。高千穂大学で教員をしております大山と申します。杉並区にある大学ということで縁を頂きまして、委員として参加させていただきました。専門は社会保障ですが、ライフデザインみたいな形で、人の一生をどう考えるのかというところについて教えています。</p> <p>大学の教員はまだ4年目ですが、その前は埼玉県庁で福祉職として約20年働いてきました。児童相談所であったり、福祉事務所、あるいはその本庁で、困難な状況にある子どもたちの支援、その政策をどのように進めるのかという仕事をしてまいりました。</p> <p>そういった仕事の中で、様々現場で苦労されている方々であったり、悩みを抱えている親御さんのお話を聞きながら仕事をしてまいりましたので、この子ども・子育て会議でも、そういった声をなるべく行政に届けることができればと思いながら委員をさせていただければと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
手島委員	<p>社会福祉協議会の手島と申します。私は、昨年度からこの会議の委員になっているところでございます。</p> <p>社会福祉協議会は幅広い仕事をしているのですけれども、今話題になっている子どもの居場所ということになりますとひとつに子ども食堂があるのですが、区内には約40あって、そのネットワークの事務局が社会福祉協議会という形になってございます。</p> <p>その方々のお話を聞くと、財源であったり、施設であったり、資材を何とかしてほしいというお声を頂戴しております。そういったものを我々社協として提供することはなかなか困難なものですから、これは行政等に伝えながら、子どもの居場所づくりに従事されていらっしゃる方のお気持ちにできるだけ寄り添っていきたいと思っています。</p> <p>名前は子ども食堂ですが、杉並の実態は、大体半分ぐらいがお子さんで、あと半分は生活に困窮されている方だと、あるいは高齢の方が子ども食堂に通われているというのが実態となっています。そういったところもしっかりと我々としても寄り添い、理解しながら対応を進めていきたいと思ってございます。よろしくお願ひいたします。</p>
久保田委員	<p>皆さん、こんばんは。株式会社マグハウスの久保田と申します。私どもは、杉並区内、西荻窪で小規模保育園2園を運営しております。私どもの目標は、保育、教育における子ども主体の質の向上が一番の課題と思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
小俣委員	<p>こんばんは。地域における子育て支援を約20年以上進めております、NPO法人すぎなみ子育てひろばの理事長をしております小俣と申します。この会議には、地域子育て支援拠点事業であるつどいの広場連絡会の代表として出席させていただいております。</p> <p>平成25年でしょうか、第1回目の杉並区子ども・子育て会議のときにもここに座らせていただきました。国でもだいぶ子育て支援に力を入れるということで、再度、広場連絡会からもう一度ということで、このたびこの席に座らせていただくことになりました。</p>

	<p>私たちの広場連絡会では、ご利用者やスタッフの日常を振り返りながら、定期的に情報交換や意見交換をしております。長きにわたり地域の子育て支援を進めていく中で、現場から見えてくるニーズに沿った内容をよりよい形で提供できますよう、その社会資源でありたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
有馬委員	<p>杉並区私立幼稚園連合会より参りました有馬と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>ふだんは西荻窪にあります西荻学園幼稚園の園長をさせていただいております。今日は全く着慣れないスーツなどを着ているのですけれども、ふだんはTシャツで、子どもたちと一緒に、砂ぼこりの中で一日のほとんどを過ごさせてもらっています。</p> <p>最近は子どもたちが減ったところもありますけれども、それでも園庭で伸び伸びと子どもたちが一日、いっぱい遊んでもらって、そこに卒園した小学生たちが私たちの顔を見るためにわざわざ遊びに来てくれて、学年を超えていろいろな交わりなども持たせていただいています。幼稚園だからできる少し柔軟な中で子どもたちを迎えてもらい、小さな幼稚園ですけれども、地域の方々に安心できる場所をつくることができたらなと願いながらさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
宮内委員	<p>初めまして。このたびは保護者代表ということで応募させていただきまして、縁があり委員となりました宮内と申します。</p> <p>私事なのですけれども、6月11日に第三子が誕生しました。3人、娘なのですけれども、一番上が小学校、真ん中が保育園、3人目は新生児という形で、それぞれ違うステージでこの杉並区で子育てをさせていただいております。</p> <p>もちろん共働きで、毎日いっぱいになりますながら生活をしているのですけれども、本当に杉並区の保育園、小学校、学童等々、いろいろな区のサービスを受けながら何とかやっているというところがありますので、そういう視点をこの会議の議論で何か生かせればなと思っております。自身も会社員として、管理職として働いておりまして、部下には働くママさんが時短で勤務しているケースもあって、時短の方の仕事のやり方など、大変だと感じることもあるので、こういった視点もぜひこの議論の場で生かせればと思っております。よろしくお願ひします。</p>
高田委員	<p>初めまして。私も保護者の立場で、このたび委員に選出いただきました高田と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私も子どもが3人いまして、10歳、8歳、4歳の3名子どもがおります。小学生から保育園児まで育ててきておりまして、今まで杉並区のいろいろな施策、よくなっていく施策を享受する側としてずっと過ごさせてもらっていたのですけれども、近年、西荻地域区民センター協議会の委員等を経験いたしまして、地域に自分の小さな力でも貢献していくという経験を大事にしたいなと思い、このたび応募させていただきました。</p> <p>自身もフルタイムのワーキングマザーでございます。あと、子どもに持病がありまして、難病の患者会に入っております。その代表もこの3年ほど務めておりまして、いろいろなイベントとかを企画したりした経験もございます。</p> <p>微力ではございますが、この中で何かお役に立てればいいなと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
佐藤委員	皆さん、こんばんは。同じく保護者という立場で、今回、参加させていただきます佐藤笑美里と申します。

	<p>私は娘が一人いまして、今5歳の子を育てているシングルマザーです。私自身は会社員としてシッターサービスなどを提供している企業で働きつつ、私が今独り親ということで、シングルマザーの支援を何かしたいと思っておりまして、今年からシングルマザーのコミュニティを立ち上げして、今後、法人化をしていこうかと思っているところです。</p> <p>シングルマザーのコミュニティは今オンラインなので、全国から参加されている方が多いのですが、シングルマザーの方の課題は、孤独というところと貧困がすごく多いですね。孤独というところはオンラインでつながれるのももちろんですが、そこにも限界があるなと感じていますし、そういうときに地域ともっとつながりを持っていけたらいいなと思います、今回応募させていただきました。よろしくお願ひいたします。</p>
小川委員	<p>皆さん、初めまして。小川健大朗と申します。公募で選ばれて委員をやっております。今期で3期目となります。私は、4歳の長男と1歳の長女の二人子どもがいます。最近では子どもと戯いごっこをして家で遊んだりしています。</p> <p>杉並区で子育てしてよかったですとか、子どもと子育てに関わってよかったですなど一人でも多くの区民の方が感じていただけるように貢献できたらなと思います。また、政策の観点では、国がやっているからとか、都がやっているから、近隣の自治体がやっているからという理由ではなくて、杉並区独自の視点で政策等を考えていけたらと思います。どうぞよろしくお願ひします。</p>
子ども政策担当課長	<p>皆様、どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、次第5の事務局紹介をさせていただきます。資料2をご確認ください。</p> <p>名前の下に線が引いてあるのが今般の異動で新しく着任した職員になります。</p> <p>それでは、部長からよろしくお願ひいたします。</p>
子ども家庭部長	<p>皆さん、こんばんは。4月に子ども家庭部長に着任いたしました山田と申します。</p> <p>この子ども・子育て会議は、子ども・子育て分野の政策を進めていくに当たって大変重要な位置づけを占めている会議だと認識しております。国の動き、東京都の動きも様々もあるところでございますけれども、杉並区においては先の第2回定例会議会で子どもの権利擁護に関する審議会を立ち上げるという形でご議決を頂きました。今後、子どもの権利に関して区としてどう考えて進めていくかということで、この子ども・子育て会議のほかにも別の審議会をつくることになり、その準備も今併せて行っているところです。</p> <p>この間、国のいろいろな政策の中で私が心に残っている言葉が1つあります。先ほど小林委員からも、子どもに対しての目線が上からということではなくて、子どもたちにあわせてとありましたけれども、小倉子ども政策担当大臣が「子どものために」から「子どもと共に」ということをお話しされていたのを聞いて、そういう視点がこれからすごく求められるのだろうなと思ったところです。</p> <p>皆さんから貴重なご意見を頂く場だと思っておりますので、私自身、共に勉強をしながら、よりよい施策づくりに励んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
子ども政策担当課長	<p>改めまして、子ども家庭部管理課長、子ども家庭部子ども政策担当課長を兼務しております浅川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>この会議の事務局ですか、今、部長からお話をありました子どもの</p>

	<p>権利擁護に関する取組について、今回、子ども政策担当という新しい部署ができまして、そこでこれからどんどん進めていきたいと思っております。議題で子どもの権利擁護に関する取組につきましては改めてご報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
地域子育て支援課長	<p>皆様、こんばんは。地域子育て支援課長の岡本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>地域の子育て支援や母子保健、保育園とか、児童館とか、いろいろな取組を区でしているのですが、私のところはどちらかというとソフトの部分、例えば子育て応援券だとか、いろいろな子育てサポートの事業といったことを行っているところです。</p> <p>これからも皆様にいろいろ教えていただきながら、少しでも子育て支援をレベルの高いものにして、杉並で暮らすお子さん、地域で暮らす子育て家庭を支えて行きたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
子ども家庭支援課長	<p>皆様、こんばんは。子ども家庭支援課長と児童相談所設置準備課長をしております三浦と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私は、区の児童虐待対策と区立の児童相談所の設置の準備を担当しております。よろしくお願ひいたします。</p>
保育課長	<p>皆さん、こんばんは。保育課長の矢花と申します。保育施策全般、あと区立保育の運営管理も担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
保育施設担当課長	<p>皆さん、こんばんは。保育施設担当課長の有吉と申します。私は、保育の質の向上の観点からの取組や、私立保育園の皆様への運営費の支払い等の仕事をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
児童青少年課長	<p>児童青少年課長、子どもの居場所づくり担当課長を兼務しております高倉と申します。私は、児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ、児童青少年センター、そういう運営を通じた子どもの健全育成、あとは青少年の健全育成ということで、先ほど育成委員会の小林会長がいらっしゃいましたけれども、青少年育成委員会の支援も行っているところでございます。よろしくお願ひいたします。</p>
学童クラブ整備担当課長	<p>皆様、こんばんは。私は、書いてあるとおりそのものでございまして、区の学童クラブを整備する担当の課長でございます。今、学童クラブの需要は非常に高まっておりますので、なかなか厳しい部分もございますが、より多くの方が学童クラブを利用できるようにしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
障害者施策課長	<p>皆様、こんばんは。保健福祉部障害者施策課長の山田と申します。私は、障害のある方の療育の支援や学齢期の支援、また、地域における医療的ケア児の支援体制の整備等を担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
保健サービス課長	<p>こんばんは。杉並保健所保健サービス課長の大石と申します。職種は医師でございます。保健所には、保健師、歯科衛生士、栄養士等、専門職が勤務しております、皆さん本当に一生懸命仕事をしております。今後ともよろしくお願ひいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>恐れ入ります。ここで区長は公務のため退席させていただきます。</p> <p>引き続き、次第に基づきまして進めさせていただきます。</p> <p>次は、次第6、会長選出でございます。</p> <p>会長は、条例第5条第1項によりまして、委員の互選により定めることとなっております。自薦、他薦を問いませんので、もしどなたかいらっしゃればお手を挙げてご発言を願いたいと思います。</p>

手島委員	先ほどお話を伺いしていました、大学の教授として専門的な知識をお持ちで、なつかつ行政に対するご見識もお持ちである大山委員を推薦させていただければと思います。
子ども政策担当課長	どうもありがとうございました。ただいま手島委員より大山委員を推薦する声が挙がりましたが、皆さん、ご承知いただけますでしょうか。
	(拍手)
子ども政策担当課長	ありがとうございます。では、拍手をもって承認されたということで、大山委員、会長席のほうに移動をお願いいたします。
	(大山委員、会長席へ移動)
子ども政策担当課長	それでは、皆様よりご承認いただきました大山会長から一言ご挨拶をよろしくお願ひいたします。
大山会長	<p>ただいまご指名を頂きました大山と申します。まだまだ経験の浅い若輩者ではございますが、精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。</p> <p>先ほど行政経験があるというお話をさせていただきましたが、今現在、大学の校務以外で最も力を入れているのが、埼玉県のフードパントリーネットワークというNPOで顧問をさせていただいています。そこは、現在、埼玉県内で73ぐらいある、主にひとり親家庭に対して定期的な食料支援をしている団体のネットワーク組織です。73団体で3,000を超えて、今度4,000世帯ぐらいに支援世帯がなるだろうという中、企業であったり、地域の皆様のご協力を得ながら、生活に困っている方々の支援をする団体の取組に関して助言をさせていただいています。</p> <p>そこには主任児童委員さんであったり、障害児の当事者であったり、ひとり親家庭の当事者であったり、青少年の活動に力を入れてくださっている方だったり、保育園、幼稚園の園長先生だったり、ここにいる皆さんのような方々が一人一人手弁当でその活動に参加してくださっています。そういう方々の声をどうやって行政に届けていくのかということを日々の実践の中でも悩みながらやっておりますし、恐らくここにいる委員の皆様もそういう活動の中で得た思いを行政に届けたいという考えで参加してくださっているのであろうと考えております。そういう声を私としても精いっぱい行政に届けていきたいと思っております。</p> <p>もう1点、私も元行政職員として、現場で働いている公務員の皆さんが一生懸命やっているのも分かっているつもりです。そういう方々がやる気になって、「よし、変えてやろう」「杉並区を日本一にするんだ」という思いを後押しできる会議にしていければと思っておりますので、ぜひ皆さんのご協力を頂ければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>大山会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、次第7、副会長の選任に移りたいと思います。</p> <p>副会長は、条例の第5条第3項によりまして、会長の指名によることとなってございます。</p> <p>それでは、大山会長にご指名をお願いできればと思います。</p>
大山会長	それでは私のほうから、保育に関しての見識が深い大村委員に副会長をお願いできればと考えております。いかがでしょうか。
	(拍手)
子ども政策担当課長	ありがとうございます。では、皆様の拍手をもって承認ということになりますので、大村委員、副会長席に移動をお願いいたします。
	(大村委員、副会長席に移動)
子ども政策担当課長	それでは、副会長からも一言よろしくお願ひいたします。

当課長	
大村副会長	<p>改めまして、今ご指名いただきました大村と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>先ほど申し上げました巡回相談ですが、私が初めて就職したのが荒川区の巡回相談の仕事でして、発達に心配のあるお子さんや保育現場で気になるお子さんの話題が主なのですが、養育環境の課題がすごく深くあるご家庭が背景にあるお子さんが多くて、いろいろなものが絡み合ってその状況ができているということをすごく学ばせていただいた覚えがあります。</p> <p>先ほど皆さんのご挨拶を伺って、本当に様々な角度から関わられている方が集まっていることを改めて感じまして、私がこのような席に座らせていただくのが本当に申し訳ないのですが、皆さん之力を借りて、杉並区の子どもたちにとって、子どものための話し合いが実現できるのではないかと心強く思ったところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>大村副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、これ以降の進行は大山会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
大山会長	<p>それでは、議事を引き継がせていただきます。</p> <p>議題に入る前に、まずは事務局から連絡事項や資料の確認をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>まず、本会議の定足数の確認でございます。定足数につきましては、条例第6条第2項によりまして、委員の半数以上の出席で成立することとなってございます。本日は、吉本委員と成田委員の2名が欠席でございますが、委員の皆様の半分以上の方々がご出席でございますので、会議につきましては有効に成立しているところでございます。</p> <p>続きまして、所掌事務の確認です。</p> <p>初めに、新任の委員の方もいらっしゃいますので、当会議につきまして改めてご説明させていただきます。資料3-1と3-2をご覧いただければと思います。</p> <p>当会議は、子ども・子育て支援法第72条に基づきまして、各区市町村の条例によって設置をされている会議体でございます。</p> <p>また、同条に基づきまして、特定教育、保育施設の利用定員及び特定地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定等に関することについて調査・審議をする合議制の機関となります。このため、当会議において区の子育て施策に関わる取組の進捗状況等を適宜ご報告させていただくとともに、必要な点検・評価を行っていただき、ご意見等を頂くものでございます。</p> <p>引き続きまして、資料の確認をさせていただければと思います。</p> <p>冒頭にご確認いただきました資料1から、事務局が記載されています資料2、今の資料3-1、3-2のほかに、一部差替えをさせていただきました、「令和5年度の主な課題とスケジュール」について記載しております資料4と、資料5「杉並区子ども家庭計画」、ちょっと厚い冊子になっていようかと思います。続きまして、資料6、先ほど差替えさせていただきました「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査について」。</p> <p>次が参考資料としまして、カラー刷りの札幌市の「子どもと家族の生活」の抜粋、資料7といたしまして、「『(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例』の制定に向けた取組について」、資料8としまして、「区立児童相談所開設に向けた準備状況について」、資料8の別紙としまして、A3判の折ってあるものでございますけれども、「杉並区児童相談所設置運営計画（第1次）概要版」をお配りしております。不足等はござい</p>

	<p>ませんでしょうか。</p> <p>続きまして、録音と記録の説明をさせていただきます。本日の会議は会議記録の作成のために録音をさせていただいておりますが、録音した音声そのものは公表対象とはいたしませんので、ご了承いただければと思います。また、会議記録につきましては、発言の要旨を記録する形でまとめさせていただいている。まとめたものは、会議終了後、委員の皆様にご確認をしていただいた後に、区のホームページで会議記録要旨としまして公表いたします。おおむね会議終了後、3週間以内の公表を目指しておりますので、内容のご確認につきましては少々スケジュールがタイトになるかもしれません、ご協力をお願いできればと思います。</p> <p>なお、昨年度まで会議記録の公表の際には発言者のお名前を伏せて公表をしていたのですけれども、より透明性の高い区政を目指すという区の方針に基づきまして、区内の会議体では今年度から、会議記録に公表の際には発言された委員のお名前も併せて公表することいたします。委員の皆さんにおかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願ひたいと思います。</p> <p>長くなりましたが、事務局からは以上でございます。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。それでは、議事に入ってまいりたいと思います。</p> <p>まずは、議題1「令和5年度の主な議題とスケジュールについて」、また、2つ目の議題、「子ども家庭計画の決定について」も関連した内容になりますので、併せて説明をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、今、会長からご案内がありました議題につきましてご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料4をご確認いただければと思います。</p> <p>本日、第1回目の会議では、1年度を通した会議スケジュールをお示しさせていただきます。区全体の計画に関する話も含まれるため、ちょっと説明は長くなると思われますが、ご了承いただければと思います。</p> <p>まず、今年度、子ども・子育て会議につきましては、本日を含めて4回の開催を予定しております。大きな動きといたしましては、会議予定の右側の2列でございますけれども、子ども家庭計画の上位計画である総合計画等の改定と、子ども家庭分野の計画であります子ども家庭計画の策定がございます。まず、この総合計画等の改定に関するスケジュールにつきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料5の冊子をご確認いただければと思います。これは今製本している最中なのですが、印字のミスがございまして、先にそこの修正だけさせてください。</p> <p>まず、8ページの中段に、「5 分野横断的に共通した取組等について」と大きな字で書かれていると思うのですが、3つ目の「○」の下から2行目に「3 計画推進の方向性」とあるのですが、数字が3ではなくて、4になります。</p> <p>あと2か所ございまして、次が56ページです。一番上の表、「妊娠届出週数とゆりかご面接の割合」とあるのですけれども、1行目一番右の備考欄、「平成27年(2027年)」と書いてありますが、これは「(2015年)」でございます。</p> <p>同じページの2点目なのですが、下のグラフ、ちょうど真ん中に「平成30年度」とあります。それから右が本当でしたら「令和」ですが、「平成」となっているので、元号を「令和」に変えていただければと思います。</p> <p>それでは、説明に入らせていただきます。まず、おめくりいただきま</p>

して、冊子の4ページをご覧ください。

ここの「計画の位置づけ」というところをご説明をさせていただきます。まず、区では、一番大きな上位の考え方としまして基本構想というものがございます。基本構想に掲げる目指すまちの姿を「みどり豊かな住まいのみやこ」といたしまして、この実現に向けて、杉並区総合計画、杉並区実行計画という計画を併せて策定し、分野ごとの計画事業を実施していくものでございます。

この総合計画というのは、基本構想に掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋を、それぞれ分野ごとに目標を定めて表しているもので、実行計画というのは、総合計画に掲げる目標をいかにして実現していくのかということで、財政的な裏づけを持たせて策定しているものになります。

次に、6ページをご覧いただければと思います。6ページには「保健福祉の各分野別計画の計画期間」という図があるのですが、この一番上に総合計画、次に実行計画の計画期間が記載されております。

昨年度は、岸本区長の就任を受けまして、早急な対応を要する内容、また、計画の策定後の社会経済状況の変化等を踏まえまして、機動的にその状況を反映させるため、当時の当会議でもご意見を頂きながら、実行計画の一部修正を行いました。今年度につきましては、総合計画、実行計画の両方、もともと全体を大きく見直す年になっております。令和6年度から令和8年度までを計画期間として改定作業を現在実施しているところでございます。

子ども分野におきましては、目標を「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」としまして、この実現のために本年4月に施行されましたこども基本法ですとか、今後、秋から冬に発出される予定のこども大綱といった、子ども施策を取り巻く国の動きを踏まえまして、計画改定に現在取り組んでいるところでございます。

10月に予定しております会議の第2回目では、この総合計画等の改定案を皆様にお示しした後、パブリックコメントを経て、来年3月の第4回会議で、決定されました総合計画についてご報告をさせていただく予定になっております。

資料5の10ページをご覧ください。

杉並区子ども家庭計画と呼ばれるもう1つの計画があるのですけれども、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示すものであるとともに、法定計画、法で定めていく計画であります、子ども・子育て支援事業計画といった計画など、4つの個別の計画を包含する計画としまして、昨年度、この会議でご意見を頂きながら、計画期間を令和5年度、6年度の2年度間として策定をさせていただきました。

この決定しました子ども家庭計画につきましてはこの後の議題で報告をさせていただくのですけれども、包含した法定計画の子ども・子育て支援事業計画が、5年度、6年度の計画期間になりますので、次の7年度を始期とする第3期の計画を策定するに当たりまして、検討に必要な基礎資料として地域の子育てに関するニーズや利用状況等についての調査を今年度行いたいと考えております。この調査の内容につきましては10月の第2回の会議で皆様方にお示ししまして、ご意見を頂いたいと考えております。

また、先に申し上げました、本年4月から施行されておりますこども基本法では、子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策に関する大綱の策定が定められています。この大綱が秋か冬ぐらいに発出されるということで、お手元のスケジュールでは12月ぐらいに発出されるのではないかということで記載をさせていただいているところでござい

	<p>ます。</p> <p>冊子にお戻りいただきまして、12ページをご覧いただければと思います。</p> <p>3番に「計画期間」とあるのですけれども、この2つ目の「○」なのですが、地方自治体はこのこども大綱と都道府県でも子ども計画を策定するということを踏まえまして、市町村子ども計画を策定するように求められています。3月開催の第4回の会議におきましては、次の杉並区としての計画の策定方針を皆様方にお示しできればと考えております。</p> <p>それでは、先ほどの資料4にお戻りいただきまして、子ども・子育て会議で扱うその他の議題につきましては、12月上旬の第3回の会議でございますけれども、例年お願いしております令和6年4月、来年度の教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定について、そのほか、子ども・子育て支援事業計画の4年度の実績に係る事業の点検・評価についてご意見を頂くことを考えております。</p> <p>なお、子どもと子育て家庭の実態調査につきましては、本日、3番目の議題で改めてご報告させていただきますので、その中でご説明をさせていただきます。</p> <p>この資料に記載いたしました内容につきましては、主な議題ということで、各回の会議と同様に、各種の子ども・子育て支援施策につきまして報告やご意見を頂きたいと思っております。</p> <p>ちょっと長くなりましたが、報告につきましては以上でございます。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。ただいま子ども政策課長から全体のスケジュールについて説明していただきました。</p> <p>今年度は区の具体的な取組を定めた行政計画を改定する1年という形になりますて、国の動きを見ながら、子ども政策に関する計画を策定する年になります。それに関して、本子ども・子育て会議の意見を聞きながら進めていくというものでした。</p> <p>また、昨年度策定に取り組んでいた子ども家庭計画とそこに含まれる子ども・子育て支援事業計画についての説明でした。区の子ども・子育て支援を展開していくための基本的な方向性と取組が示された計画ですので、子どもや子育てに携わる委員の皆さんにとっても関心の高い内容だと思われます。</p> <p>スケジュールとこのたび決定した子ども家庭計画につきまして、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p>いらっしゃらないようであれば、大村委員から一言何かコメントを頂ければと思うのですが。</p>
大村副会長	<p>まずは、今までの経緯や今後の見通しのお話でしたので、これから第2回、第3回の会議でどのようなことを話し合っていくのかが押さえられているということでおよろしいのかなと思いました。今後、国の動きと合わせてということですので、私たちもどこを注視して話し合いに臨めばいいかが分かったかなと思います。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。そのほか、質問事項等はございますか。</p> <p>それでは、本件については了承ということにいたします。</p> <p>続きまして、3つ目の議題「子どもと子育て家庭の実態調査について」説明をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>次に、3番目の議題としまして、「子どもと子育て家庭の実態調査について」ご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料6をお手元にお出しitただければと思います。</p> <p>まず、区では今年度、子どもや子育て家庭の貧困に関する実態調査としまして、18歳までの子どもと保護者を対象にした「子どもと子育て家</p>

庭の実態調査」を実施することといたしました。

子どもの貧困対策につきましては、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図りまして、生活の支援ですか、保護者への就労支援等も併せて、総合的に推進することが重要であるという国の基本理念のもと、区でも各分野における取組を子どもの貧困対策に資する取組と位置づけまして、様々取り組んでまいりました。

こうした取組をより一層推進するために、表面化しにくい子どもの貧困について、実際、この杉並区ではどういった実態なのか、家庭の状況はどうなのか。また、これまでの区の取組の成果を客観的に把握することができないかということを目的としまして、調査を実施することにしたものですございます。

調査対象や調査方法につきましては表面の「2. 調査概要」に記載しておりますが、子どもと保護者、それぞれを対象にいたします。保護者につきましては全対象年齢の保護者となります、子どもにつきましては自分で調査票を読んで回答できる年齢を考慮しまして、小学校4年生以上を調査対象といたしました。また、「④高校生等」というところですけれども、これは進学の有無にかかわらず、高校1年生から高校3年生相当の年齢の子どもたちを対象とするため、このような記載にさせていただいているところでございます。

調査方法につきましては、小学校3年生までの保護者の方々にはウェブ回答を原則としまして、小学校4年生以上の保護者及び子どもは郵送による回答としております。これは、例えば子どもの回答をウェブ回答にしてしまうと、自分で通信ツールを持っていればいいのですけれども、それ以外の子どもは、保護者ですか、友達ですか、周りの大人のスマホやタブレットを借りなければいけないということで、子どもたちが安心して回答できる環境ではないのではないかという懸念があるものですから、このような回答方法とさせていただいたところでございます。

また、調査項目につきましては、先行して同様の調査を行っている他の自治体があるのですけれども、そういったところの調査の結果と比較ができるべかということで、共通の質問項目としまして50問程度、区独自に質問項目を別途設定しまして、これを5問程度としまして、合わせて55問題程度を今のところ想定しております。

区の独自項目につきましては検討中ですけれども、子どもの施策を取り巻く国の動向ですか、別途これから検討を始めることとしました子どもの権利に関する部分について、こういったところを見据えて、想定して質問を考えていきたいと思っております。

資料の裏面に、現時点での例としまして、掲載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

この調査の実施スケジュールにつきましては、裏面、この例題の上に記載のとおり、7月下旬から8月上旬にかけて、調査対象となります1万4,000世帯へ調査票を発送しまして、おおむね1か月後、9月上旬の締め切りを想定しております。

調査結果の速報値につきましては、10月に開催予定の第3回におきましてお示しするとともに、今後、区の取組等につきまして、確定値と併せて第4回の会議にてご報告させていただければと考えております。

また、調査結果につきましては区のホームページで広く公表するとともに、例えば学校ですか、子育てに関する相談窓口ですか、支援制度をご案内している窓口に配布をして、保護者の皆様をはじめ子どもと日常的に関わっている大人の方々へも情報を提供していくことも啓発の一部としまして検討しております。

	<p>これにつきましては、札幌市が同様の取組をしておりましたので、本日、参考資料としましてカラー刷りの資料をつけさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。杉並区の子どもと子育て家庭の実態調査についてご説明いただきました。調査の速報値や結果を受けた区の取組については当会議でご報告いただけるということです。</p> <p>この調査について、ご質問とか、ご意見がございましたらお願ひいたします。</p>
小川委員	<p>資料6の「(2) 調査手法」の2番目「小学校3年生までの」と始まるところで、「調査対象とする世帯は原則WEB回答とし、それ以外は郵送回答とする」と記載されております。これは疑問ですが、郵送回答とすると回答率が下がるのではないかと思うのです。お話の中で、安全面、通信ツールをお持ちでない方のことを考慮してとあったのですけれども、どれくらいの方がお持ちでないと想定されているのか。私としては、郵送は回答率が下がることが懸念され、また行政もコストがかかるのではないかと思って質問させていただきます。</p>
子ども政策担当課長	<p>所持率は想定でしかありませんので、おっしゃるとおり、確定した数値に基づいての取組なのかと言われるとなかなか苦しいところもあるのですけれども、実際、回答に対しての子どもの安心感といったところで、なかなか答えづらいよりは、自分で回答できるというところを今回優先しました。とはいっても、いわゆる回答率で考えればそういった懸念もあるのかなと思いますので、そこは改めてこちらのほうで再度確認しまして、よりよい取組を考えたいと思います。</p>
大山会長	ほかの委員の皆様からご質問等は。
宮内委員	<p>まさに小川委員と同じところが気になっております。私は逆の発想でして、今回、貧困のということで調査をする中で、貧困の家庭はウェブとかのツールを持っていない傾向があつたりするのかというのがすごい気になっていて、ウェブで回答となってしまうと、そういう貧困の方の回答がなかなか回収しづらかったり、そういう懸念はあるのかなと思うのですけれども、そこら辺の配慮は何か検討されていますか。</p>
子ども政策担当課長	<p>これも確定した杉並区としての統計上の数値ではないのですけれども、委員がおっしゃる側面もあるかと思いますが、私どもの中で検討して出てきたのが、いわゆる貧困といつても、特に若い子育て世代の方々は、通信ツールはほとんどがスマートフォンになるかと思うのですけれども、持っていない方はそんなにいないと想定しているというのが1点あります。</p> <p>ですので、ほかの部署の調査とかでも、ウェブ回答を取り入れるのがだんだん今主流になっておりますので、そのあたりはそういう情勢を含めて、今回このように設定させていただいたところでございます。</p>
大山会長	ほかの委員の皆様からございますか。
有馬委員	<p>私も今質問なさった項目に関しての質問なのですから、1つは、どうしても私は幼稚園なので、年が近いところでいうと小学校4年生からという枠のところで思うのですが、杉並区独自の子どもの権利条例に関わっての事柄について、杉並区内の小学校で子どもたちは自分たちの権利ということについて、この小学校4年生の子どもたちは、学校の授業であつたりとか、様々な取組の中で、自分たちに権利があるということについて十分に教えられているのだろうか。それについてどんな取組が現在されていて、その上で調査がされるのか、それとも突然この項目を見ることになるのかということが1つ。</p> <p>もう1つは、この調査方法に関して、子どもたちが回答するときに、</p>

	<p>地域は大きいとしても、家庭や学校あなたがどう意見が活かされているかという質問項目があるのですけれども、子どもたちが答える場所というのは家庭内であったりして、「これってどういうことなの」という質問が当然親御さんたちのもとに入るわけです。そのところで自分の営んでいる家庭のことについて、子どもがこういう意見を持っているというのを見て、さらによい家庭を築こうという方もたくさんいらっしゃるのであろうと思うのですけれども、結果的にこれは、親御さんとお子様との意見が調整された上での答えしか書面である以上は返ってこない。つまり、個人が答えるという環境が、逆に書面になてしまふと、年齢が下がれば下がるほど保証されなくなるのではないかなど感じたのですけれども、そういった点いかがでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>まず、最初の点につきまして、これは後ほどご説明をさせていただく権利に関する条例の取組にも関わってくる話かなと思います。こども基本法で、例えば今回、子どもの権利に関する基本理念ですとか、意見表明権ですとか、そういうものが規定をされているところなのですけれども、有馬委員がおっしゃるとおり、それが学校の教育現場でどこまで反映されているのかというのを確かに1つ懸念といいますか、あります。</p> <p>そのことも踏まえてというわけではないのですけれども、後ほどご報告させていただく中では、子どもたちが実際どういうことを考えているのか、私どもとしましても意見を聞いていこうではないかということで、そういう取組を教育委員会と連携して今後進めていこうということになっています。ですので、調査のタイミングとしますと、重なっています。多少前後はあるのですけれども、そういうところも併せて取組を行ってまいります。</p> <p>2点目ですけれども、おっしゃるとおり、低年齢化すればするほど、その答えは家庭の中で親の意見と多少合わさってという懸念は確かにありますけれども、もともとお子さん自身がどうということを考えているのかというのは、当人が答えることで、今回、その趣旨を踏まえれば、お子さん宛てにして、そこで届いたものについて、確かに年齢が低くなればなるほど、お父さん、お母さんに「これは何をすればいいの」と多分聞いてしまう可能性はあるのですけれども、「自分自身の思っていることを書きなさい」ということで、今回はやってみようかということで取り組んでいるところでございます。</p>
子ども家庭部長	<p>今、同様のところに関して3人の委員の方からご質問がございましたので、総括的に、ご質問に対する回答になるかどうかというところはあるのですが、お答えをさせていただきたいと思います。</p> <p>実は子どもに直接聞くという機会自体が、杉並区としてもまだ経験が不十分であるということで、私たちとしてもある意味、チャレンジの部分が正直ございます。</p> <p>特に今回、子どもと子育て家庭の実態調査ですが、ご指摘もあったように、貧困についてをメインの題材にしながら、権利に関するところについては一部聞いてみるとということで、これだけ大規模に子ども家庭部として子どもに対して直接聞くということ自体が経験のないことでもありますので、先ほど小川委員からあった、ウェブにするのか、郵送にするのかということも含めて、内部でもかなりいろいろ議論はしたところではあります。実は予算の関係等々もあって、どういう形でやるのがいいのかということもあったのですが、当然、有効回答数、統計上どのぐらいの数があればいいのだろうということなどもいろいろリサーチした上で、今回はこういう形でまずは取り組んでいきたいということでございます。</p>

	<p>特に権利関係の設問項目については、今、有馬委員からあったように、どういう形ですると、どういう形で返ってくるのだろうということも当然しっかりと考えていかないといけないところではあるという認識はございます。</p> <p>今回、権利に関するいくつかの設問がありますけれども、他の自治体等と比較ができる形で、まずはベンチマーク的にこちらとしても捉えていこうということもあります。そんなこともあるって、これが今の時点で本当にベストかどうかというところはあるのですけれども、とにかく今回やってみて、子どもの意見を私たちとしてもどう受け止められるだろうかという試み的なところも含めての調査という位置づけもございます。</p> <p>ただ、今日頂いたご意見、これから先、この調査は1回きりということではないと思っていますので、次以降にぜひ生かしていければと思いますし、今回の調査で反映できるところがあれば、それは反映もさせていきたいと思っていますので、非常に貴重なご意見だと思います。ありがとうございます。</p>
大山会長	ほかにこの調査の関係でご質問、委員の皆様からございますでしょうか。
有馬委員	<p>今、これが最初の取組だということで、方法的なものもまず取り組んでみてということについては、それはもちろんそういった段階なのだと私も理解をさせていただいております。</p> <p>その上で、今回、子どもの貧困対策に関するというのがまず一番上にあって、その上で区内にいる、例えば小学生なら2万4,300人の中から無作為の抽出をする形を取られたということはどういうことなのでしょうか。無作為にすると、必ず家庭の経済状況であるとか、シングルでお育てになっておられるのかということが、実態を反映した無作為抽出が可能だからこの方法を選ばれたのか。</p> <p>あるいは、区であるならば例えば納税に関するデータなどもお持ちであるわけですから、言ってみればピンポイントで支援を受けておられる方を選ぶということは無理でしょうけれども、ある程度の経済規模の中から無作為に選びますというような、そこまでの絞り込みができなかつたのかということと、この貧困ということを対象にしているところに、なぜ子どもの権利条例を併せてやらなければいけないのか、なぜ分けてはいけないのか。これは単なる疑問ですので。</p> <p>今後、本当に単純に全体像から無作為に抽出すればそれができるのだということが、今回やってみて、それで大丈夫だよということであればそれでいいのですけれども、そうでなければ、この目的に合わせた形での抽出を、データをお持ちである区であるからこそ、そのところにもうちょっと集中していただけたらいいのかなと思っております。</p>
子ども政策担当課長	<p>本来ですと、もっと大規模にできればそれにこしたことではないと正直思うのですけれども、対予算ということもございます。57万区民にとは言いましても、一定程度、例えば地域ごとに偏りを持たせたり、様々な統計を用いて、そこに基づいてということもできるとは思うのですけれども、本当に無作為に選んで、出てきたものに対して今回については一定程度評価を行うということで、そこは一定の傾向といったものが把握できないかと考えているところでございます。</p> <p>2点目につきましては、これはあえてということではなくて、当然、もう一方の取組としまして、子どもの権利に関して今回様々な取組を進めていこうということでしたので、併せて調査を行うということであれば、そういったことが併せてできないかということでセットにしたところでございます。</p>

小林委員	ちょっとお聞きしたいのですけれども、この設問の一番最初の「子どもの権利を知っていますか」という例題がありますね。今、子どもさんをお持ちのご父兄の方がいらっしゃると思うのですけれども、ご自分の子どもさんにこういう質問をしたら答えられますか。多分答えられないと思うのですよね。そういうことを決めつけてもいけないのですけれども。この設問自体が、子どもたちに聞いても答えられる子どもたちがどれほどいるか。その辺、私、勉強不足で申し訳ないですけれども。私も「小林さん、子どもの権利って知っていますか」と言われても、答えられないですものね。
子ども政策担当課長	その質問については、資料を差替えさせていただいたて、新しくお配りさせていただいたのですけれども、それこそ冒頭の説明で、設問はまだ検討しているのですというご説明をさせていただいたかと思うのですが、事務局としましても、もうちょっと平易な設問ですとか、そういうところでまた再調整を考えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
佐藤委員	今のところですが、設問内容は今検討されているということですけれども、例えば小学生用であれば、該当の小学生を何名か、代表みたいな形にはなってしまうと思うのですけれども、実際に回答するお子さんに見てもらって、内容をもう少しあみ砕いたり、そういう該当の方に実際に聞いてみるとみたいことは可能なのでしょうか。
子ども政策担当課長	その点も含めまして、どうやったらそこ回答率が上がるのかですかとか、事前にそうやったところで何らかの形で、チェックとは言いませんけれども、何か確認ができればというところもありますので、そこも併せて検討したいと思います。
大山会長	ありがとうございました。小林委員から、実際にお子さんをお持ちの委員の方々に投げかけもあったと思うのですが、どうでしょうか。自分のお子さんがこれを見たときに答えられそうかというのは、どなたか委員の皆さんのはうで、感想でももちろん構わないのですけれども、ご回答いただけないでしょうか。
高田委員	子どもが5年生なので該当すると思うのですけれども、確かに最初にこの設問を見たときに難しいなと思いまして、自分がそれを答えるときに説明すると思うのですけれども、その説明が「差別の禁止」というときに、「差別とは」という説明からなので、ちょっと難しいし、もしかしたら親の説明が若干バイアスとして入ってしまう可能性はあるのかなと思いました。 フォローができればいいのかなとも思っておりますし、一方で、先ほどほかの委員の方からあったような、親とのコミュニケーション自体を前提とする設問はどうかという話ではあるかなと思います。私もパッと見たときは難しくて、質問されたらどうしようかなと思って見ていたのですけれども、皆さんのおっしゃるとおり、もし可能であればフォローアップがなくても子どもだけで見て回答できるほうが、こちらも悪気がなくとも、「差別の禁止は守られていますか」「いいえ」とか言われたくないから、「いや、こういうことで」と説明してしまうかもしれないで、そういうのがない、正しいデータが収集できるようなアンケートだといいなとは思っています。
子ども政策担当課長	どうもありがとうございました。調整中ではあるのですけれども、一方で、ほかの自治体と同じような設問に関してはどういった傾向が出るのかという取り方もございます。それはいいましても、子どもたちが分からない表現で出しては何の意味もないでの、そこにつきましてはまた担当で改めて確認をして、今、委員がおっしゃったような意見に基づいてよりよいものを考えていくきたいと思っております。

大山会長	ほかにいかがでしょうか。
狩野委員	<p>先ほど申し上げたように、全然経験がありませんし、何かの団体にいるわけでもないので全く根拠がない話ですけれども、例えば子育て支援など関わっていた方とか、何人かの方からもお話を聞いた印象を申し上げると、ここでの話し合いはレベルが高過ぎるという印象を受けました。これは話題が貧困ですよね。本当に貧困当事者のお子さんたち、親御さんたちには、例えばこういうアンケートが郵送されてきて、開封する人がいるのかなと。PTA活動とかのお便りの問題でも、見てもらえる内容以前に、まず親のところに手紙が届かないのですね。子どもにとっての重要性が感じられない。</p> <p>この貧困についてのアンケートが来たところで、それを開けて、自分のことを書いて助けてもらえると思ってくれる子がいたらいいのですけれども。子ども食堂なんかも区がすごく熱心にやってくださって、すばらしいなとは思うのですが、私が知っている食堂なんかは、富裕層というか、少なくとも文化的富裕層のご家庭のサロンになっているところがあって、手を届けなくてはいけないところに届かない現状、情報の貧困というのがますあるんです。</p> <p>だから、少しでも調査をしたいのだったら、例えば1校につき学年を絞って無作為のクラスで、先生にお願いして全員に答えてもらって回収をするとか、いやいやでも書かなくてはいけない状況でないと、困っている子たちが声を出す場はなかなかないのではないかなど。そこがまず問題で、それを区の職員の方々がやるのは、ほぼ絶望的な話だと思うのです。保育に関する問題の根本というのは、親の無責任だと思うのです。そういう意味で、私は主任児童委員で何もやっていないのですけれども、民間レベルの人の力をもっと借りる形で何かしなくてはいけないのではないかなと思っております。</p> <p>なので、こういうことを考えてくださるのはすばらしいと思うのですけれども、郵送に関してはかなり悲観的に思ってしまいます。</p> <p>引き続きよろしくお願いします。</p>
小林委員	これは個人情報かもしれませんけれども、杉並区内に貧困の家庭というのはどれぐらいいるのですかね。発表できないですか。
子ども政策担当課長	<p>実はそのこと自体が、区としては今公式にお伝えできるような数字を持ち合せていないというのが現状です。参考資料で札幌の調査をおつけしておりますけれども、どこの自治体でも、その自治体の中にどのくらいの家庭が貧困の状態なのかということについてのデータを今まで持っていない自治体が非常に多いということをございます。</p> <p>先ほどお話がありましたけれども、私たちが今回やろうとしているのは、貧困と思われる世帯に着目して、その方たちからの実情を聞くという以前に、まずは区内にどのくらいの方たちが貧困の状態でいるのだろうということについて、どのくらいのパーセントの方が貧困の状態なのだということを、まずは区内で実態をデータとして拾わないといけないというのが今回の調査の眼目です。</p> <p>全国調査でいくと、何%みたいなところは出てきてはいるのですけれども、都内の自治体で、例えば江戸川区さんが既にやられているのですけれども、そういったほかの区の状態と比べてどうなのかということも、全く区としては把握ができていない状態ですので、貧困の家庭にフォーカスを当てるということではなくて、広く無作為抽出の調査を行つて、今貧困だと自分自身が認識をしている世帯がどのくらいあるのか。また、世帯の収入の状況とそこがどういう関係があるのかなどということも、まずは基礎データを集めることが今回の調査の目的です。</p> <p>逆に今年中には、今、小林委員からあった、どのくらいが貧困の子ど</p>

	もなのでしょうかというところについてのまず第1次のお答えができるという、ようやくそこまで行くというところですので、まずは始めるところだということでのご認識をいただけますと助かります。
小林委員	私、育成委員会で3つの小学校へ行っていますけれども、該当するような子どもが見当たらないのですね。かえって逆にみんな裕福で、ゲームを持ったり、いろいろなことをしているので、貧困の子どもさんたちというのは少ないのでないかと。我々の年代のときは、言葉は悪いですけれども、小学生でかなり貧乏な子がたくさんいたのですね。今の子どもたちは多分目立たないですよね。そういう子どもさんたちはね。幼稚園でもそうですよね。幼稚園でもそんなに貧困の子どもさんはいらっしゃらないと思うのです。その辺の調査は大変だと思いますけれども、しっかりやってください。よろしくお願いします。
中村委員	こちらのアンケートの用紙を見させていただいて、小学校4年生からぐらいのお子さんたちが読んで理解ができるのかなと。一つ一つの言葉自体がここでは大人の言葉で書いてあるではないですか。私、今、児童館でアルバイトをさせていただいているのですけれども、小学校1年生から6年生、中学生ぐらいまですごくいっぱい来ているのですね。話をしている言葉が、子どもたちの会話でこんな高尚な言葉で話しているのが聞こえてこないのです。 ここに、ルビ、注釈については書いていませんと書いてあるけれども、例えば「差別の禁止」という項目について、子どもたちが分かるような説明がどれぐらい出てきているのか。そういうところがきちんとすればアンケートは取れるのかなと思うのですけれども、なるべくこういうことに関しては簡単なほうが子どもたちも答えやすいし、それを質問された親御さんたちも、説明できるようなものが手元に届いて、一緒にやつてあげられるとか、そういうところまでフォローしていかないと、ちょっと難しいのではないかなと思いました。
子ども政策担当課長	今の中村委員からの意見と同様に、先ほど他の委員からも平易な言葉で、ですとか、子どもたちが分からないと、というところはもっともだと思います。今のところ鋭意検討中ということで先ほどお話しさせていただいたとおり、その点、委員の皆様のご意見を踏まえまして、いま一度確認をした上でよりよいアンケートにしたいかなと思っております。
大山会長	ほかの委員の皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
大村副会長	先ほどの対象のところですが、無作為ということは、例えば今、特別支援学校に通っているお子さんとか、外国籍のお子さんとか、学校に行っていないお子さんも含むということですね。より声が上げにくかつたり、来ても読めない人もいるのだろうなと想像すると、みんなに書いてもらうためには、先ほどほかの委員からもお話をあったように、教室で一気に書くみたいなやり方とか、先生が見ないで封筒に入れて役所に出すというやり方のほうがいいのかなと思ったりしていたのですけれども、それも難しい人たちがいるのだなと今お話を聞いて改めて思いました。 あと、質問の内容がやはり非常に難しいのと、最後のほうの「あなたが自分の意見をもっと聞いてほしいと思うのは」とか、「杉並区にあつたらいいな、こうなったらしいな」という意図は大人としては分かるのですけれども、何を聞かれているのかが子どもたちには分からないかなと思うような質問もありました。 世田谷区とかの子どもの意見を聞く会議の会議録なんかを見ていると、「なんでやねん」みたいな言葉で怒りとか、「何でこんな思いをしなきやいけないの」と子どもたちが吐き出している議事録があつたりするのです。そこまではもちろん書けないと思うのですが、どうやったら子

	どものそういう理不尽な思いを酌み取れるのかという、もしかしたらアンケートでは難しいレベルのことなのかもしれないけれども、そんなところも感じたので、付け加えさせていただきます。
子ども家庭部長	<p>今、子どもの権利についてお伺いしますということでお示ししたのは、杉並区独自で今回の調査に加えようということで考えていて、まさに権利のことに関してはここにある5問程度を聞いてみようということと設定したいなと思っているものです。</p> <p>子どもの権利に関しては後ほど取組のご説明もいたしますけれども、子どもの権利ということ自体を一番分かっていないのは、まだ大人がそのことについての理解がなかなか難しい状況だと私たちも捉えています。</p> <p>ある民間会社が日本全国で4万人を対象にした調査で、大人に「子どもの権利に関する条約」、国際条約の内容を知っていますかと聞いたアンケート、これはかなり幅広くいろいろなところで使われていますけれども、それで「よく知っている」と答えた大人が2%しかいなかつたという結果が出ていると私たちも捉えています。</p> <p>ですから、当然、子どもにも答えてほしい内容ではありますし、そのための工夫はもちろんさせていただこうと思いますが、大人にもこのことを聞いて、大人が子どもの権利についてどういう認識なのかをしっかりと区としてとらまえることも大事なのだろうなと思っています。子どもの権利についてのところは特にですけれども、併せて大人の理解が現時点でどうなのかということをしっかりと把握をしたいという意味もあって、設問を作っているということは付け加えさせていただきたいと思います。</p>
大山会長	ほかに委員の皆様からございますでしょうか。
有馬委員	<p>これは最初の試みなので、ものすごく今苦労なさっているのだろうなというのはとてもよく分かります。どういうアプローチをすればいいのか、どういう回収方法をすればいいのかというのがすごくよく分かるのですけれども、その分、大変申し訳ないけれども、このアンケートの目的とするところが説明を受ければ受けるほど漠然と広がっていくんですね。ここも分からぬので、ここにも何か引っかかりのあるように釣り針を下ろしてみますみたいなアンケートになっていますという説明に聞こえてしまうのです。</p> <p>ぜひこれを、子どもたちなら子どもたちがより受け止めやすくするものであり、親御さんたちであれば、親御さんが自分たちの何を区がくみ取ろうとなさっておられるのかというのを、他区がやっておられるものの設問ではあるにしても、区が皆さんこういう現実をくみ取りたいのですというのをもうちょっと。ご説明を聞いていると、悪いのですけれども、先ほどあったように、答えない子たちがいて回答率が非常に悪いとなったときに、そのことをもってもう何かが見えてくるのではないかというぐらいのアンケートとしてなさろうとしているのかなと正直な話思ってしまうわけですよね。</p> <p>例えば外国籍で字が読めないお子さんがいる、回答が当然返ってこない。ただ、あくまで無作為でやっているわけですから、恐らく無記名で返ってくるわけですよね。だから、どのお子さんが何を回答しているのかというのは分からぬわけですね。だから、分からぬということの中からも何かを読み取ろうとしているのですというぐらいのポイントが全然絞れない。唯一絞っているところは、他区と同じ内容の調査をしますというところだけにポイントが絞っていて、杉並区独自の部分に関しては、権利条例を出しておられるけれども、実は権利条例を出すことによって何を得ようとしているのかというポイントが、正直な話、私に</p>

	は分からなかつたというのを意見として出させていただきます。
子ども家庭部長	<p>今回の調査については、ベースは貧困についての実態調査と考えております、件数でいうと1万4,000件という数字でございますので、皆さんから頂いた、例えば外国籍の方だとか、あるいはそもそも封を開けること自体難しいという方たちももちろんいらっしゃると思うのですけれども、できるだけたくさんのお子さんのいらっしゃる世帯の方に幅広く呼びかけて、まずはデータとして取っておきたいということが調査についての大きな眼目です。</p> <p>それぞれの世帯に対して細かな状況についてもっと踏み込んだ深い調査をするということであれば、それはまた別の手法があるということは私たちも理解をしているので、まずは本当にデータとして、恐らく貧困の関係、大山先生のご専門のところだと思いますので、大山先生などにも実はいろいろとお話を聞きながら進めているところもあるのですけれども、貧困の実態についての調査に加えて、独自の項目を入れるときに権利に関する項目を入れますという説明だったので、余計捉え方が分かりづらかったというお話をなど受け止めております。</p> <p>いずれにしても皆さんから頂いたのは、アンケートを受け取った方が答えやすいように、何を聞かれているのかが分かりやすいようにということで、もう少し工夫が必要ではないかというご意見ということで総体としては捉えていますし、私たちももう少しそこについての工夫はしていきたいと思っています。その点については、頂いた意見を参考にしつかりとした調査にしていきたいと思います。ありがとうございます。</p>
四童子委員	<p>ご説明いただき、ありがとうございます。</p> <p>現在、行政が実態調査におけるデータを保有していない中、トライアルで確認したいという背景は理解しました。是非、実施いただきたいと思います。</p> <p>ただ、複数の委員からもこのアンケートの趣旨がわかりづらいという意見が複数出ているのも事実なので、一旦「権利」と「貧困」はアンケートを分けて実施されたらいかがでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>先ほど同じようなご意見も頂いたところではあるのですけれども、今後、もう一方で子どもの権利に関する取組を推進していくということもありますので、ご意見を踏まえまして、また再度調整をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
大山会長	<p>ほかの委員の皆様からはございますでしょうか。</p> <p>様々なご発言、ありがとうございました。今いろいろなご指摘があつたかと思うのですが、まさにこういった生活実態調査で、他の自治体とか、研究者から調査の難しさに関する同様の指摘があるなと思いながら、既視感があるような形でお話を伺っていました。予算の制約とか、これをやるに当たってものすごくお金がかかるので、そう簡単に2回、3回とはなかなかいかなくて、この機会にせっかくだからということかなと私は理解しております。</p> <p>ただ、こういった意見を踏まえて、調査を行う上では、できる部分に関しては盛り込んでいただいて、実施をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、議題4の『(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例』の制定に向けた取組について」説明をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、『(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例』の制定に向けた取組について」ということでご説明させていただきます。資料7をご確認いただければと思います。</p> <p>令和4年度に策定いたしました杉並区基本構想では、分野としまして8つ設定いたしまして、それぞれの将来像を描いているのですけれど</p>

	<p>も、そのうち子ども分野では、先ほどのところでご説明しましたとおり、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を目標に掲げまして現在取り組んでおります。</p> <p>この実現に向けて、より子どもの権利擁護を推進していくことが必要であるという考え方であること、それから、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」ですとか、本年4月に施行されましたこども基本法の第3条に定められております理念を踏まえまして、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組を区としても進めいくことになりました。</p> <p>検討の進め方といたしましては、1に記載のとおり、この会議もそうですけれども、地方自治法に基づく区長の附属機関としまして、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会を設置しまして、条例の制定に向けて必要な事項を調査・審議していくことになります。</p> <p>審議会の設置につきましては、今週の月曜日に閉会いたしました第2回区議会定例会で条例としてご提案させていただいて、ご審議の上、可決成立ということになっております。</p> <p>また、審議会の委員構成につきましては、記載のとおり、公募の方ですとか、団体が推薦する方ですとか、15人以内としております。</p> <p>その他、この取組の大きなものとしましては、子どもの権利擁護について、子どもの意見を幅広く取るというところで、(2)に記載のとおり取組を行うことにしております。</p> <p>特にこの中でも、子どもたち自身から直接意見を聞くと。具体的に子どもたちからどういった形で意見を吸い上げていくのかというのが非常に重要なポイントかなと考えておりますので、そこは現在、子どもたちの集まる機会を捉えて、意見交換の場を設定していくことで、様々な団体、関係各課と連携を図っているところでございます。</p> <p>審議会の検討スケジュールですけれども、裏面をご確認いただきたいと思います。今回、議会で条例が可決成立となりましたので、今後、公募委員の募集を行った上で、来年の6月を目指して議論を進めていこうと考えております。その後、条例の骨子案を議会に報告した後に、再来年、令和7月4月の条例の施行に向けて取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>この審議会で出されましたご意見ですか、その他決定事項につきましては、こちらの委員の皆様方にも随時情報提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
大山会長	ありがとうございました。それでは、皆様からのご質問、ご意見等があれば、この点もご意見を頂ければと思います。
四童子委員	<p>ご説明いただき、ありがとうございます。</p> <p>理解が追いついていないので、ご質問いたします。</p> <p>既に「東京都子ども基本条例」が存在しますが、あえてなぜ、杉並区で子どもの権利に関する条例が必要なのか、その理由をお聞かせいただけますでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>委員おっしゃるとおり、東京都でもそのような条例が令和3年度に施行されております。</p> <p>杉並区としましても、当然、広域自治体であります東京都にそのような条例が設置されているのは承知しているのですけれども、実際、子どもたちにより身近に接する基礎自治体としてこういった取組を進めていくほうがいいのではないかということですとか、同様に23区内でも様々同じような取組を進めている自治体がございます。そういうところの例を参考にしまして、このような取組をさせていただいているところでござ</p>

	います。
四童子委員	今から十数年前だと記憶していますが、確か広島でこの種の条例を制定しようとした時、反対運動が起こったと記憶しています。その際、運動の中心になっていたのは、学校の教員と保護者だったのではないかと。確かに児童・生徒を指導しづらくなる側面があると思います。今回、審議会を構成する委員の方を 15 名以内で集めるということですが、学校の教員をこの構成メンバーに入れることは予定していますか。
子ども政策担当課長	現在、参加していただく委員の皆様につきましては、関係課と調整して、どういった方が適任なのか検討を進めております。 今後、委員おっしゃるとおり、学校の教育現場というところでも実際に声を聞かなければいけないという側面があるので、事務局としましては、例えば先生方に入っていただけないかということで調整は進めていきたいなと思っております。
四童子委員	大変前向きな条例なのだと思いますが、変な誤解が生まれないよう、慎重にコミュニケーションを通して前に進めていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。
大山会長	ほかの委員の皆様からはいかがでしようか。
小川委員	資料 7 の 1、「検討の進め方」の審議会委員の構成の中に「公募区民」とあるのですけれども、これは子どもの参加を想定しているのかという質問をさせていただきたいです。といいますのも、最初の自己紹介でも、「子どものために」ではなくて、「子どもと共に」という言葉もあったと思うのですけれども、本当に子どもと共にと思っていたら、審議会委員の中に子どもを含めてもいいのではないかと私は考えます。
子ども政策担当課長	実は審議会の委員構成を考える際に、今、委員がおっしゃったご意見は出ております。一方で、例えば教育委員会に相談したり、様々調整をしていると、特に小学生、中学生といった年齢層の子どもたちを連れてきても、なかなか大人たちの中で自分たちの意見を言いづらいという傾向があるというご意見も一方では頂いています。 今回の場合は、そういうところもあるので、先ほど申し上げました 1 の (2) の意見反映のための取組のところで、あえて①としまして「子どもからの意見聴取」という機会を設けて、そのあたりを担保していくと考えております。その際に、当然、教育委員会と連携をして、できることであれば複数校の小・中学校ですとか、その他様々区内には子ども・子育てに関する団体がございますので、そういったところにお声がけをさせていただいて、いろいろな形で子どもたちの意見を吸い上げていかなければと考えております。
大山会長	ほかにいかがでしようか。 ご発言、ありがとうございました。こうした取組は当事者の参画という点は非常に重要であると思いますので、ぜひ工夫して取り組んでいくだけだと思います。 それでは、ご説明ありました「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組については了承したいと思います。ありがとうございました。 続きまして、最後に議題の 5、「区立児童相談所開設に向けた準備状況について」説明をお願いします。
児童相談所設置準備課長	資料 8 を使いまして、区立児童相談所開設に向けた準備状況についてご報告をいたします。 区では、区立の児童相談所の開設に向けて、府内に検討委員会を設けるほか、有識者の方や関係機関から意見を聞きながら、今、基本設計に入っているところでございます。 開設年月ですが、令和 8 年 11 月を予定しております、建てる場所

	<p>は、区役所東側の今、杉並子ども家庭支援センターが入っている建物を解体いたしまして、その跡地に開設することを予定してございます。</p> <p>裏面に参ります。その施設整備の考え方ですけれども、児童相談所は国の児童相談所運営指針に定める必要な諸室をつくることになっておりまして、このほか、一時保護所につきましては子どもが安全・安心に過ごすことができるよう、個室での対応を考えてございます。そのほかの設備につきましてはこの表のとおりでございます。</p> <p>4つ目が、児童相談所及び一時保護所の配置の人数、予定でございますけれども、児童相談所は職員が計73名、一時保護所が30名で、合計103名の配置を予定しております。ただ、今後、児童虐待の対応件数が増えますと配置人数を増やすということになりますので、これはあくまでも今のところの予定ということでございます。</p> <p>5番目が検討経過の公表等です。今検討している事項につきましては、杉並区児童相談所設置運営計画をつくっておりまして、これを杉並区の公式ホームページに掲載してございます。こちらにつきましては、検討をして一定程度たちましたら更新をしてどんどん載せていくことを考えてございますので、何かの折にご覧になっていただけるといいかなと思っております。</p> <p>また、概要版として資料8別紙をつけておりますので、こういった内容が書かれているということで、参考までにお目通しいただければと思います。</p> <p>また、設置運営計画におきましては、繰り返しになりますけれども、現時点で確定していない事項、例えばこども基本法に基づく国や都の動向とか、児童福祉法の改正なども反映していくということで考えております。</p> <p>最後に、主なスケジュールでございます。令和6年の6月に今の建物を解体するということでございます。令和7年1月から建設工事に入つて、11月に開設する予定になってございます。</p> <p>簡単ですが、以上です。</p>
大山会長	ありがとうございました。それでは、皆様からのご質問、ご意見等があれば挙手をお願いいたします。
高田委員	この施設は何名ほどの保護を予定している施設ですか。
児童相談所設置準備課長	今のところ全部で16名ということで、学齢は、男児が6名、女児が6名、未就学のお子さんが4名と考えてございます。
高田委員	不勉強で申し訳ないのですが、杉並区に同様の、保護を可能としている施設は他にあるのでしょうか。
児童相談所設置準備課長	一時保護所ということでしょうか。一時保護所につきましては、今、都立の杉並児童相談所には併設しておりませんので、ほかの区とか、市町村にあるという状況でございます。また、一時保護につきましては一時保護所だけではなくて、例えば児童養護施設とか、あとは病院とか、その子に合ったところに一時保護委託をして一時保護をするということもございますので、何か所とは言いにくいのですけれども、そういう場所を使って一時保護をしていくことになっております。
四童子委員	ご説明いただき、ありがとうございます。本計画では地上5階・地下1階の建物ができるということですが、その全てを児童相談所が使用する計画でしょうか。
児童相談所設置準備課長	はい。併設施設なしに、児童相談所を単独で建てるということでございます。
四童子委員	いま、杉並区ではさまざまな施設が足りていません。用地の確保が困難で施設を建設することができないからです。このような一等地に建物を建設するのであれば、児童相談所の機能だけでなく、他の機能も持た

	せて欲しいのですが、いかがでしょうか。
児童相談所設置準備課長	こちらの敷地の中に建物を建てた場合ですけれども、先ほど申し上げた国の児童相談所運営指針に基づく諸室を並べた場合に、この児童相談所の部屋を確保するだけでどうしても精いっぱいというところがありまして、委員がおっしゃるように、いろいろなところで施設がという話はあるのですけれども、今回は単独施設としたということでございます。
大山会長	ほかにいかがでしょうか。
有馬委員	私は先ほどのご意見とは実は逆で、児童相談所単独機能を持っている建物で、しかも一時保護までついている施設が杉並区内にできるというのは大変によろしいことだと思っておりりますので、ぜひご計画をお進めいただきたいなと願っております。
大山会長	ほかに委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。 ご発言ありがとうございました。では、ご説明のありました「区立児童相談所開設に向けた準備状況について」につきましては了承したいと思います。ありがとうございます。 時間の関係で大分押してはいるのですが、事務局から子ども家庭計画につきまして補足で説明したいという話がありましたので、ご説明をお願いいたします。
子ども家庭部長	それでは、私から概略ということになりますが、資料5に基づいて子ども家庭計画のご説明を、先ほど具体の中身についてははしょったところもあるのですけれども、概略のところだけざっと見ていただいて、ご案内だけさせていただこうと思います。 この子ども家庭計画の位置づけ等につきましては、先ほど子ども政策担当課長からご説明があったとおりでございます。この内容につきましては、昨年度の子ども・子育て会議の場でも具体的な内容について案もお示しいたしまして、その上で区民のパブリックコメントに付した経過がございます。 最終的にパブリックコメントで区民の方からご意見を頂戴しましたが、この子ども家庭計画については大きな修正がございませんで、基本的にはそのまま決定したという流れでございます。 子どもと家庭に関するデータですか、区が今行っています子ども家庭施策に関する様々な取組につきまして網羅的に記載されているものでございますので、これから皆様方に子ども・子育て会議の中で区の行っているいろいろな事業、取組について考えていただくに当たって、こんなことを区でやっているのかなとか、こういう取組があつたらいいなどと考えるときに、少し分厚い冊子になるのですけれども、この内容をその都度見ていただいて、今年度、合計で4回会議をやってまいりますけれども、その中で参考にしていただいて、何か取組の具体的なところで分からぬことがございましたら、お気軽にご遠慮なく事務局までお問い合わせいただければ、その都度ご案内させていただきます。 なかなか行政計画というのはとつきづらいものもあり、今日見ていただいて全てをご理解いただき、また、中身について分かりましたというの難しいかもしれないのですけれども、折に触れて見ていただいて、分からぬところをまたご質問などいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 以上でございます。
大山会長	ありがとうございます。この子ども家庭計画に関しましてご質問やご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、議題については以上となります。 事務局から、その他連絡事項等があればお願ひいたします。
子ども政策担	特にはございませんので、よろしくお願ひいたします。

当課長	
大山会長	円滑な進行にご協力いただきまして、感謝申し上げます。非常に活発な議論が第1回目からできたかと思います。私も勉強になりました。皆様、お疲れさまでした。
小林委員	<p>すみません。ちょっと皆さんにお知らせしたいのですけれども、先日、「広報すぎなみ」で性の多様性のことが出たのですね。これについて、ちょうど国で同じような法律をつくろうとしているわけです。</p> <p>杉並区で既にこのような条例ができたということに私は驚いたのです。普段地域で活動する中で、よく小学生のお母さんやお父さんに、子どもたちを公衆トイレに行かせるのが怖いとか、公衆浴場に行くのが怖いとかいうお話が出ているのですね。不安の声がとても多いので、ちょっと皆さんのお耳に入れておきたいと思います。</p> <p>余談かもしれませんけれども、これを広報紙の一面に持ってくること自体が賛成ではないのですね。もっともっと子どもたちのことを思ってやってもらえることがあるのではないかと思うので。すみません。時間が押しているのに申し訳ないです。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。 ほかはよろしいでしょうか。 それでは、これをもちまして第1回子ども・子育て会議は終了させていただきます。ありがとうございました。</p>